

「分権時代にふさわしい広域自治体のあり方」(レジュメ)

地方分権懇話会 / 於広島大学

2006.9.6. 東京大学 小早川光郎

はじめに

99年第1次分権改革がもたらしたもの

- * “直接執行・機関委任・団体事務の事務配分” から “適切な役割分担” へ
- * 機関委任事務体制の解体
- * 法令による義務付け・枠付けの存続、“法定受託事務・法定自治事務” 体制
- * 法令によらない枠付けの残存
- * 自治体の自主性・自律性の拡大への方途

99年改革が残した課題とその後の対応

- * “適切な役割分担” の推進 (= 行政的分権)
- * 自治体機構・住民参加システムの強化
- * 財政システム改革問題
 - 税源移譲による自治体総体としての自主財政の実現 (= 財政的分権)
 - 現行の国地方財政調整制度 (地方交付税・国庫補助負担金) の改編
 - 自治体ファイナンス (地方債等) についてのシステム改革
- * “分権の受け皿” 問題

市町村合併をふまえた広域自治体の役割

- * 役割分担における市町村優先、“補完性原則”
- * 総合行政主体か、特定行政機能主体か
- * 政治的な統合・調整の機能

道州制問題

- * 国と地方にまたがる “政府の再編”、適切な役割分担の徹底
- * 連邦制ではないが “統治の分権”、それに相応しいガバナンスのあり方
 - 議会機能の重要性
 - 道州の意思決定への市町村の参画
 - 長の権力のチェックの仕組み

地方分権をめぐる当面の課題と “分権推進法・分権一括法” 論

- * 義務付け・枠付け法令の網羅的見直し
- * 国庫補助負担金に伴う基準・関与についての枠付け
- * 財政システム改革との関係

おわりに

< 地方自治法 >

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第二条 地方公共団体は、法人とする。

普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たつては、相互に競合しないようにしなければならない。

～ (略)

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

～ (略)